

岡山労働基準監督署と岡山市による石綿除去工事等に係る対応指針

岡山労働基準監督署（以下「署」という。）と岡山市（以下「市」という。）は、石綿が使用されている建築物等の解体工事等の諸問題について次のとおり対応するものとする。

1 情報提供

署と市にそれぞれ提出された解体工事等に係る届出について、次のとおり互いに情報提供を行う。

(1) 情報提供の対象となる届出等

ア 署が所掌する届出

労働安全衛生法第 88 条第 4 項（労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 2）に基づく届出（以下「計画届」という。）

イ 市が所掌する届出

(a) 建築指導課が所掌する届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項に基づく届出のうち木造以外のもの（以下「建設工事に係る届出」という。）

(b) 環境保全課が所掌する届出

大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出（以下「実施届」という。）

(2) 提供する情報の内容

情報の提供は、工事業者から計画届、建設工事に係る届出又は実施届が署又は市の担当部署（以下「担当部署」という。）に提出された際に必要事項を電子メール又は F A X 等にて通知すること。ただし、必要事項以外の届出内容についての情報が必要な場合は電話等により協議の上、提供することとする。

(3) 情報提供の方法

ア 署から市への情報提供

届出内容を確認後、計画届を取りまとめて定期的に市に通知する。

イ 市から署への情報提供

届出内容を確認後、建設工事に係る届出についてはその都度、速やかに通知する。また、実施届については取りまとめて定期的に通知する。

ウ 市の担当部署間の情報提供

市建築指導課と市環境保全課は相互に適切に情報提供を行うこと。

2 合同立入調査等の実施について

(1) 合同立入等の実施

ア 署と市は必要に応じて合同立入等を実施する。

イ 上記の手順は、署が計画届を受理後又は市が各届出を受理後、工業者に養生が完了する日を事前に連絡するよう依頼し、日時が確定した後、署と市は早急に合同立入を実施することとする。

ウ 合同立入等を実施する職員は安全衛生確保のために、石綿が飛散する場所に立入る場合は、呼吸用保護具等を使用する。

(2) 協議

署と市は、合同立入等の実施に当たって次の事項を事前に調整する。

合同立入等の実施の可否

実施日時（集合場所及び時間）

実施する職員の職名・氏名、署及び市の実施責任者

合同立入等の手順

その他必要な事項

なお、必要に応じて、合同立入等の実施後に双方の指摘事項、行政措置及び文書交付予定等について、差し支えない範囲で情報交換する。

3 通報等に関する対応について

(1) 情報の共有

市民、事業者等から寄せられた石綿飛散等に対する苦情など、石綿に関する通報等があった場合は署と市は情報交換する。

通報等を受け付けた担当部署は、次の内容を申立人から聴取し、他の各担当部署に速やかに連絡する。

受付年月日、時間

発生源の詳細（名称、所在地、工事業者、用途地域等）

申立の趣旨等

(2) 現地調査

署と市は、相互に得た情報に基づき、現地調査を実施するなど所管する法・規則に基づき適切に対応する。また、必要に応じ合同立入を実施する。

(3) 結果報告

署と市は、現地調査等の対応した結果を他の担当部署に報告する。

4 施行日

本指針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。